

令和元年 5 月 24 日

告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 1 号に基づき、川崎新田ボクシングジム（以下「川崎新田ジム」という）所属ボクサーである郷司利也子（ライセンスNo.42038）選手を嚴重注意処分とする。

理由： 川崎新田ジム郷司利也子選手は、平成 31 年 3 月 13 日の試合の前日計量において、減量失敗による体調不良を理由に計量失格となり試合をキャンセルさせた。

このことはスポーツとしてのボクシングの權威を著しく貶める行為であり、当財団は郷司利也子選手を嚴重注意処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、川崎新田ジムのクラブオーナーである新田渉世（ライセンスNo.18368）会長を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、新田会長が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション